

長野市監査委員告示第7号

地方自治法第199条第12項及び第252条の38第6項の規定に基づき、長野市長から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定によりその内容を公表します。

平成29年6月19日

長野市監査委員	鈴木栄一
同	小澤輝彦
同	岡田荘史
同	塩入学

過去の監査結果に対する措置の通知書

平成24年度 包括外部監査 分

指摘事項	当初措置状況 (平成25年度)	平成26年度の措置状況	平成27年度の措置状況	平成28年度の措置状況	担当課	
<p>Ⅱ-7. 保育料 ア 指摘 (報告書57～58ページ)</p>	<p>長野市保育所保育料等減免内規の記載内容が不明瞭である。長野市保育所保育料減免基準額表の減免額欄に全部又は一部とあるが、一部がどの程度なのか不明である。同基準額表の1(生活保護法の適用を受けた場合)の平成21年度から平成23年度での適用件数142件については職権で減免している。同基準額表の4(伝染病等により園長から登園停止を指示され、引き続き月の半分以上休園した場合)の平成20年度での適用件数1件は減免申請書の提出を受け決定されている。また、世帯構成の変更に伴い収入が著しく減少した場合の平成21年度から平成23年度での適用件数49件については、保育料を算定する保護者を判定員から外し再算定していることから、実際には減免ではなく保育料の再更正をしている。</p> <p>長野市保育所保育料等減免内規第3において、「申請書を市長に提出しなければならない」とし、同但し書きで「別表1の項及び3から5の項に該当するときは、この限りではない」となっているが、手続きの透明性を高めるため、申請書の提出を求めるべきである。また、7の項(世帯構成の変更に伴う収入が著しく減少した場合)は減免ではなく再更正の手続きによって処理されているため実際の運用に即して見直すべきである。</p> <p>平成21年度から平成23年度における災害等の減免7件については同内規で定められた減免保育所保育料減免申請書の市長への提出、決定、通知の手続きが取られていないため、申請書の受理、決定、通知を行うべきである。</p> <p>以上のことから、長野市保育所保育料等減免内規を見直し、要綱等で減免についての取り扱いを定めるべきである。</p>	<p>長野市保育所保育料等減免内規については、指摘のあった内容について検討・見直しを行い、要綱等で減免についての取り扱いを定める予定である。</p> <p>減免申請については、手続きの透明性を高めるため、減免事由に関係なく申請書の提出、決定、通知の手続きを取るよう改める。</p>	<p>平成27年4月本格施行の子ども・子育て支援新制度に係る減免を含め、「長野市保育所保育料等減免内規」の見直しを引き続き検討中。</p>	<p>平成27年4月本格施行の子ども・子育て支援新制度に係る減免を含め、「長野市保育所保育料等減免内規」の見直しを引き続き検討中。</p>	<p>「長野市保育所保育料等減免内規」を全部改正し、不明瞭との指摘を受けた減免額を明確にするとともに、減免申請については手続きの透明性を高めるため、減免事由に関係なく申請書の提出の手続きを取るよう改め、申請書の受理、決定、通知を行うこととした。</p> <p>また、生活保護世帯となった場合や離婚・結婚などによる世帯構成の変更については、国の通知や平成27年度施行の子ども・子育て支援新制度に照らし、保育料の算定においては減免ではなく保育料を更正することができることから、減免項目から除外した。</p>	<p>保育・幼稚園課</p>
<p>Ⅲ-4 固定資産税に関する問題点(免税制度に関する監査の結果等) ア 国際観光ホテルに対して20%の減免を行っている件【指摘】 (報告書143～144ページ)</p>	<p>現在長野市では国際観光ホテルに登録されたホテルについて、申請により5年間20%の減免を実施している。</p> <p>国際観光ホテル整備法及び地方税法においては、登録ホテル業又は登録旅館業の用に供する建物は、地方税法の不均一の課税の適用を受けることができることになっている。しかしながら、長野市市税条例で定めている不均一課税の条文中には国際観光ホテルの登録を受けたホテルの条文が無い。それ故、長野市市税条例第71条1項4号の「その他特別な事情のあるもの」として減免措置を講じている。</p> <p>本来減免は担税力の喪失を前提にするものと解されていることから、「その他特別な事情のあるもの」とは第71条1項1号から3号に該当する事由以外の事由で、客観的に担税力を喪失した者をいうとするのが相当である。</p> <p>長野市市税条例でも不均一課税と減免を明確に区分けしており、国際観光ホテルへの不均一課税の適用を条例で定めていないことから、特別な措置として減免の適用をしたと思われ、この適用に際して些か疑問が残る措置ともとれる。</p> <p>こうしたことから、国際観光ホテル整備法及び地方税法の趣旨、他市町村における国際観光ホテルへの対応等を考慮し、今後のあり方について改善を図られたい。</p>	<p>国際観光ホテルに対する減免適用については、指摘のとおりであり、現在適用されている者が、平成26年を持って減免期間が満了することから、その後の対応について検討していく。</p>	<p>国際観光ホテルに対する減免適用については、指摘のとおりであり、現在適用されている者が、今年度(平成26年度)をもって減免期間が満了する。</p> <p>今後、条例規則の改正に合わせ、不均一課税適用を規定する。</p>	<p>国際観光ホテルに対する減免適用については、平成26年度をもって減免期間が満了した。</p> <p>今後、該当物件が生じた場合に備え、条例改正を行うことで対応していく。</p>	<p>国際観光ホテルに対する減免措置については、要領を平成28年5月24日付けで廃止した。</p> <p>不均一課税を条例で措置するかどうかについては、他都市の状況や観光の態様の変化も踏まえ検討した結果、不均一課税の措置は採らないこととした。</p>	<p>資産税課</p>